

簡易課税用

令和4年分

消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き

個人事業者用

- この手引きは、消費税の課税事業者である個人事業者の方を対象に、消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）を作成する要領を説明しています。
- この手引きでは、一般的な事項について説明しています。
- 令和4年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限及び納期限は **令和5年3月31日（金）** です。
振替納税をご利用の方は、令和5年4月27日（木）が振替日です。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

確定申告書は自宅からe-Taxで作成・提出ができます

国税庁ホームページの「[確定申告書等作成コーナー](#)」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、[確定申告書](#)や[青色申告決算書](#)・[収支内訳書](#)の作成・e-Taxによる送信ができます。

◆簡易課税制度を適用している方は、「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際に、売上（収入）金額等の入力をする、税額等が自動計算されるため、計算誤りがありません。

◆作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（またはICカードリーダライタ）を用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

作成コーナー



確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください。



税務職員ふたば

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ
税務相談チャットボットの「[税務職員ふたば](#)」にご相談ください。
お問合せ内容をメニューから選択するか、
文字を入力いただくことにより、
人工知能（AI）が自動でお答えします。

ご相談はこちら



※ 消費税については、令和5年1月下旬に相談開始予定



税務署 この社会あなたの税がいきている

この手引きの概要を紹介します。
はじめにお読みください。

手引きの構成

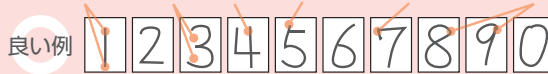
1 基礎知識	4ページ	消費税及び地方消費税の確定申告に関する基礎知識を説明します。
2 確定申告の準備	8ページ	消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に必要な書類を説明します。
3 確定申告の流れ	10ページ	消費税及び地方消費税の確定申告について、基本的な計算方法から、納付までの流れを説明します。
4 消費税の税額計算	14ページ	
5 地方消費税の税額計算	26ページ	設例を参考に、申告書の記載方法を説明します。
6 申告書（第一表及び第二表）の記入	28ページ	
7 その他の項目	33ページ	税額計算以外の申告書の記入方法を説明します。
8 申告と納付	37ページ	申告書の提出方法と納付方法等を説明します。
9 所得税の決算額調整	38ページ	消費税及び地方消費税の納付税額又は還付税額を算出した後の所得税の決算額調整方法を説明します。
10 下書き用申告書等	39ページ	提出書類等の見本を掲載しています。下書き用としてご利用ください。
○ 事業区分の判定 フローチャート	45ページ	事業区分の判定の目安となるフローチャートを掲載しています。
○ 中小事業者の売上税額の 計算の特例	46ページ	売上げを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者を対象とする税額計算の特例（経過措置）を掲載しています。
○ 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)に係る 登録申請手続	46ページ	適格請求書等保存方式（インボイス制度）における登録申請手続について説明します。
○ インボイス制度の概要	47ページ	インボイス制度の概要や留意点について説明します。
○ 振替納税の新規（変更） 申込み	48ページ	振替納税の新規（変更）の申込みのための振替依頼書を掲載しています。

申告書記入についての注意事項

OCR 入力用の確定申告書は、機械で読み取ります。
記入する際は、次の事項に注意してください。

- ・ 申告書を汚したり、穴を開けたりしないでください。
- ・ 黒いインクのボールペンを使用してください。
(消せるボールペンは使用しないでください。)
- ・ 記入する際は、指定のマスの中に、大きく、丁寧に記入してください。

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる



基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターにお電話ください。

納税者の方からの国税に関する一般的なご相談は、各国税局及び国税事務所に設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。

最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに従って「1」番を選択することにより、電話相談センターに転送され、担当者がお受けします。

(注) ・ガイダンスの途中でも選択できます。

- ・ 「番号が確認できません。」という案内があった場合は「トーン切替ボタン」(*など)を押してから選択してください。

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) では、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、タックスアンサー(よくある税の質問)や消費税法の改正などの各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。